

# 第1回松阪市入札等監視委員会 議事録

日時：平成19年5月17日(木)

14:00 ~ 15:30

場所：松阪市役所5階特別会議室

## 【委嘱状交付式：市長応接室】

13:00 ~

下村猛市長：「時代に即した透明性の高い制度の実現に向けて助言いただき、契約が適正に行われているかチェックしてほしい」と要請。



## 【審査会議事概要】

### (1) 開会

### (2) 委員並びに事務局紹介

委員：別添名簿

事務局：山口契約監理担当理事、松尾契約  
監理担当参事 磯田契約監理課長

佐藤検査・契約担当主幹、須崎検査指導室長、刀根契約係長、橋本調達係長

### (3) 委員会の運営について(磯田課長から概略説明)

- ・松阪市入札等監視委員会の設置目的並びに主な役割内容を説明
- ・松阪市入札等監視委員会規則を説明

### (4) 委員長の選任について

委員の互選により楠井委員を委員長に選出した。

委員長の指名により村田委員を副委員長(委員長代理)とした。

### (5) 議題

松阪市の入札・契約制度の概要説明

別添パワーポイント資料「松阪市の入札制度概要～談合からの脱却～」に従い、磯田課長から説明。

質疑・意見交換

(楠井委員長) 現在、ごみ焼却炉談合事件をめぐる、日立造船、三菱重工業、タクマの3社に発注側への損害賠償を求めた訴訟の判決で、3社に計約97億円の支払いを命じている。近くでは、尾鷲市のごみ焼却炉設置工事が公正取引委員会から談合認定を受け、クボタに対し契約額の10%を損害賠償しているが、10%の賠償率が適正かどうか話題にもなっている。ちなみに三重県では30%を賠償予約する契約条項になっているが、松阪市の場合はどうか。

(事務局) 本市の談合賠償予約率は、10%である。談合賠償(違約金)の条項は、三重県と併せ

ても、いち早く導入したが、率は当時のままの10%となっている。

(楠井委員長) 談合は重大な犯罪であり、私自身も何件かの賠償訴訟を経験してきた。不正行為に対する抑止効果を図る側面もあり、ペナルティ(賠償率)の強化を検討していくことも必要である。三重県の設定根拠資料も取り寄せ、検討してもらいたい。

(吉川委員) 松阪市の電子入札制度でも談合は起こり得るものか。談合は入札制度で排除できないのか。

(事務局) 談合が100%出来ない入札制度は、現実的にはあり得ない。条件付き一般競争であっても、入札参加条件を過度に設定すれば、参加者が限定され指名競争との差異はなくなってしまう。談合を助長するような条件になっていないかどうかは、厳しく検証する必要がある。

(楠井委員長) 松阪市では契約並びに入札時に契約者の納税確認をしているのか。小田原市や他の自治体では「行政サービス等の制限条例」を制定し、自治体が行う契約行為や許認可のほか、補助金や交付金の交付、保健福祉サービスなどのサービスを制限している。

(事務局) もちろん業者登録時や契約時において、納税証明書(滞納があるかどうかの確認)の提出を義務つけている。今、問題となっているのが会社代表者自身の滞納があった場合、どうすべきかで苦慮している。税負担の公平性を考慮すれば、当然制限を設けるべきと思うが、個人と法人を同一扱いできるかどうかで検討しているところである。

(楠井委員長) 長崎市長の襲撃事件ではないが、今、公共工事を含め自治体の契約から暴力団を全面的に排除しようとする方策を警察と行政(三重県と町村会)を交え、研究中である。松阪市は、先進的に警察との協定を締結されているが、建設工事のみを対象にしており、ぜひとも一緒に研究してもらいたい。

(事務局) 昨年、松阪警察署と暴力団排除協定を締結した。ご指摘のように建設工事のみを対象としているため、清掃業務や廃棄物処理業といった一般業務委託は含んでいない。ぜひとも一緒に参加・研究していきたい。

\*5月29日16:00~ 自治会館で行われる研究会に参加することとする。

#### 開催時期等今後のスケジュールについて

定例会議は、原則として7月、10月、1月及び3月に開くものとし、報告の対象期間は次のとおりとする。

開催月	報告の対象期間
7月	開催月の属する年度4月から6月まで
10月	開催月の属する年度7月から9月まで
1月	開催月の属する年度10月から12月まで
3月	開催月の属する年度全般
11月頃	入札改革フォーラム2007(東京都立川市)2日間

\*次回、開催日を「平成19年7月24日(火)13:30~」に決定する。

#### 当番委員の決定

委員会規則第7条の規定に従い、委員長を除く当番委員に次回は村田委員を指名決定する。